

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成26年那智勝浦町議会第1回臨時会)

平成26年1月15日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	決定第1号	議席の指定	3
日程第2	会議録署名議員の指名		3
日程第3	会期の決定		3
日程第4	諸報告		4
日程第5	選 第1号	那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員の選任	5
日程第6	選 第2号	議員倫理特別委員の選任	6
日程第7	選 第3号	新病院建設調査特別委員の選任	6
日程第8	選 第4号	議会広報編集委員の選任	6
日程第9	議案第1号	町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する 条例	7
日程第10	議案第2号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第11	議案第3号	平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号)	13
日程第12	議案第4号	那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について	17
日程第13	議案第5号	教育委員会委員の任命について	31
(以下、日程追加)			
日程第14	議案第6号	那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更について	34

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	左 近 誠	2番	荒 尾 典 男
3番	下 崎 弘 通	4番	森 本 隆 夫
5番	蜷 川 勝 彦	6番	湊 谷 幸 三
7番	田 中 幸 子	8番	東 信 介
9番	松 岡 大 輔	10番	山 縣 弘 明
11番	中 岩 和 子	12番	引 地 稔 治

3. 会議録署名議員の氏名

3番	下 崎 弘 通	5番	蜷 川 勝 彦
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
消 防 長	中 嶋 秀 和	参 事	藪 本 活 英
総務課新病院 建設推進室長	浪 花 潔	(総務課長)	
病院事務長	八 木 敦 哉	会 計 管 理 者	久 原 章 功
住 民 課 長	玉 井 弘 史	税 務 課 長	城 本 和 男
		福 祉 課 長	福 居 和 之

観光産業課長 松 下 安 孝
水道課長 藪 根 敏 夫
総務課副課長 矢 熊 義 人

建設課長 橋 本 典 幸
教育長
職務代理者 瀧 本 雄 之

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊 藤 善 之
事務局主査 寺 地 強
事務局副主査 脇 地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行き、議事の妨げにならないよう、また傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

開会に先立ちまして、12月22日執行の那智勝浦町議会議員の補欠選挙において当選されました蜷川勝彦君、松岡大輔君を紹介いたします。

蜷川君、松岡君の順で自席において自己紹介を兼ねて挨拶をお願いします。

蜷川君。

○蜷川勝彦君 町内南平野区に在住しております蜷川勝彦と申します。2年半のブランクがあります。皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 松岡君。

○松岡大輔君 色川地区口色川在住の松岡大輔と申します。皆様よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） なお、委員会条例第6条第4項ただし書きの規定により、議長において蜷川議員を厚生常任委員、建設常任委員に、松岡議員を総務常任委員、経済常任委員に指名しておりますので、あわせて報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成26年第1回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 決定第1号 議席の指定

○議長（森本隆夫君） 日程第1、決定第1号議席の指定を行います。

会議規則第4条2項の規定により、蜷川勝彦君の議席を5番に、松岡大輔君の議席を9番に指定します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

3番下崎弘通君、5番蜷川勝彦君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） それでは、議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

去る1月10日に議会運営委員会を開会いたしまして、平成26年第1回臨時会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。

本臨時会に付議すべき事件は、条例の改正が2件、補正予算が1件、指定管理者の指定が1件、人事案件1件の合計5件となっております。

会期は、本日1日を予定しております。

議事予定表をごらんいただきたいと思えます。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日1日限りとしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第4、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

本日、平成26年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御煩多の中御出席を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

今議会に付される諸議案の説明に先立ち、町政報告を行います。

このたびの町長選挙におきまして、皆様の御支援をいただき、まことにありがとうございます。議員の皆様には、格段の御指導と御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、紀伊半島大水害で住宅を失った被災者のための仮設住宅は、平成23年11月に和歌山県により20戸が建設され、多いときで17世帯33名の方々が入居し、生活の本拠として2年余りにわたって使用されてきました。この間、被災者の生活再建の進展により、徐々に退去が進み、12月20日に完成した市野々、井関地区の町営住宅への入居をもって、本年1月10日、その使命を終えました。改めまして、これまでの和歌山県の御支援に対し深く感謝を申し上げます。

現在、町営住宅には、市野々で2世帯、井関で10世帯が入居しております。町営住宅の完成とあわせて、台風災害からの復旧・復興が1段階進んだものと思えますが、今後とも被災者の生活再建支援並びに防災対策に努めてまいります。

なお、仮設住宅は、今月末で撤去される予定であります。

年末年始の観光動態ですが、天候に恵まれたこともあり、町内各地の観光地はにぎわいました。

次に、宿泊では、前年比8.9%増の2万700人が町内でお泊まりとなり、平成25年の宿泊客総数は60万5,529名で、平成22年と同水準となりました。

1月3日の東京有楽町で起きました火災の影響により新幹線がとまり、全国的に影響が出ましたが、本町におきましては、1月4日の宿泊の若干キャンセルが出たものの、9連休という方々もいらっしやり、町はにぎわいました。旅館組合におきましても、三が日は、晴れ着を着た職員が紀伊勝浦駅でお客様をお出迎えいたしました。

さて、本日の臨時会に提案しております議件は5件であります。その概要について御説明申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第3号は、平成25年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれに4,615万1,000円を減額し、予算総額を99億4,066万9,000円とするものであります。

その主なものといたしまして、那智中学校の教室への空調設備設置に係る費用の追加及び工事費等の確定による校舎建築工事等の減額であります。

議案第4号は、那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号は、教育委員の任命につきまして、昨年12月21日に任期満了となりました教育委員会委員の後任の委員につきまして議会の同意を求めるものであります。

その詳細につきましては、各担当課長から説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時07分 休憩

9時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 選第1号 那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員の選任

○議長（森本隆夫君） 日程第5、選第1号那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員の選任を議題とします。

ただいま那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員が1名欠けております。

お諮りします。

那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員に5番蜷川勝彦君を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認めます。

那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員に5番蜷川勝彦君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 選第2号 議員倫理特別委員の選任

○議長（森本隆夫君） 日程第6、選第2号議員倫理特別委員の選任を議題とします。

ただいま議員倫理特別委員が1名欠けております。

お諮りします。

議員倫理特別委員に9番松岡大輔君を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認めます。

議員倫理特別委員に9番松岡大輔君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 選第3号 新病院建設調査特別委員の選任

○議長（森本隆夫君） 日程第7、選第3号新病院建設調査特別委員の選任を議題とします。

ただいま新病院建設調査特別委員が1名欠けております。

お諮りします。

新病院建設調査特別委員に9番松岡大輔君を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認めます。

新病院建設調査特別委員に9番松岡大輔君が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 選第4号 議会広報編集委員の選任

○議長（森本隆夫君） 日程第8、選第4号議会広報編集委員の選任を議題とします。

ただいま議会広報編集委員が1名欠けております。

お諮りします。

議会広報編集委員に5番蜷川勝彦君を選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、議会広報編集委員に5番蜷川勝彦君が選任されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時32分 休憩

9時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

建設常任委員会、那智勝浦町内漁協に関する特別委員会、議会広報編集委員会の構成を局長より報告させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君） 報告いたします。

建設常任委員会副委員長に6番湊谷委員、那智勝浦町内漁業協同組合に関する特別委員会委員長に2番荒尾委員、議会広報編集委員会副委員長に12番引地委員。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第1号 町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第9、議案第1号町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） おはようございます。

議案第1号町長及び副町長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第1号朗読〕

附則に次の1項を加えるものでございます。

町長及び副町長の給料につきましては、改正前の条例附則の規定により、町長の現任期中に限り、町長におきましては、本則の金額にかかわらず49万1,000円に、副町長におきましては46万8,000円に減額して支給しております。1月16日をもってこの規定が失効し、本則の金額に戻るようになってございます。

今回の附則の追加につきましては、町長の2期目の任期満了の平成30年1月16日までの間、引き続き減額して給料を支給させていただくものでございます。

今回の減額につきましては、町長の給料につきましては、本則67万円のところを25%減の50万2,000円、副町長につきましては、15%減の47万6,000円とさせていただいております。

附則、この条例は平成26年1月17日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

なお、第4回定例会において試行実施いたしましたとおり、議案に対する質疑は、1回目を議場中央の発言席で、2回目、3回目は従来どおり自席で行うよう議会運営委員会で申し合わせを行いましたので、よろしくお願いいたします。

なお、当局側の発言方法については、従来どおりでお願いいたします。

質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、この提案したのは町長だと思いますんで、町長にお伺いしたいと思います。

前回、改正前の報酬の70万円だったと思うんですね。その70万円から30%減額したという、70万2,000円から30%を減額したと。副町長についても、やっぱり30%減額ということであったと思うんですよ。

そこで、今回この25%、あるいは副町長については15%の減額をするというこのことについて、なぜこの25%、15%にしたのかということと、前回までの報酬より、町長については1万1,000円、副町長については8,000円の増額になったというこの、理屈通らんといけませんので、町長、何でもこういうふうな計算になったかと、こういうことになったかということのひとつ町長のほうから御説明願いたい。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

〔6番湊谷幸三君「いや、町長にあれしたんやで、総務課長。総務課長は議運のときでも理由述べなんだからの」と呼ぶ〕

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

まず、今回の改正に当たりまして、町長が25%減、副町長が15%減という理由ということでございます。

まず、その前に1点訂正させていただきたいと思いますが、副町長、現在の給料につきましては、前報酬額の20%減でございます。30%減となっておりますのは町長だけでございますので、その辺御理解をいただきたいと思います。

まず、今回の率算定に当たりまして、前回の町長は報酬審議会でもいただきました70万2,000円をもとに30%、副町長におきましては20%減額という形で、現在の給料に至っております。そのときの給料月額とその後いただきました報酬審議会の答申の額、それを見ますと、おおむね5%ほどの減となっております。

今回の給料改定に当たりましては、報酬審議会でもいただきました、町長におきましては67万円という金額を基礎として計算させていただいております。現在67万円を基礎として、25%減することにより、前回からの報酬審議会までの減額分約5%、それと今回の25%の減でおおむね約30%の減額を達成できるのではないかと、こういう認識のもとで改正させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 総務課長、この報酬審議会の答申があつてですよ、あれは4年前ですんで、26年だから22年ですね。22年に報酬審議会を開きましたね、開催しましたね。そのときの答申がですよ、この町長については67万円、副町長については56万円という答申をいただいた

んです。それに基づいて、その答申を尊重しまして、町長の減額の前に、減額を議決する前にですよ、同じ議会ですけど、前にですよ、この67万円というのは既に報酬の条例の改正でもう決まっていたんですよ、67万円。その後と違うんですよ。町長が、私そのとき質疑しましたね。これ67万円の、そのときは町長が公約でしたね、3割減というのは、30%減じますというのは公約でもって選挙戦を戦いましたね。今回公約にありませんけどね。おかしいと違いますが。67万円に対する30%と違いますがという質疑してあるんですよ、ここで。70万円というのは既になかったんですよ。条例が改正されて、70万円という数字がなかったにもかかわらず、その前の中村町長の報酬の30%ということで私は公約しましたという町長のお話だったと思うんですよ。67万円の25%だったというのは詭弁にすぎんですよ、詭弁に。70万円の30%だった。副町長についても同じ、30%と違って20%というお話ですけど、20%だったんですよ、その前の副町長、中路進副町長のときの20%だったんでしょう。だけど、これを15%にしたというその、なぜこういうふうな、20%を5%引いて15%、なぜこういうふうな減額にしたのかという、そこらあたりは、総務課長、あなた認識違ってますよ。町長どうですか、なぜこういう、25%、15%にして、ほんで今副町長も答弁漏れありましたが、これ49万1,000円が50万2,000円、1万1,000円を増額し、まだ46万8,000円のところが47万6,000円、8,000円を副町長は増額したと、それはどういう考えに基づいてこういうことになったんですかとお尋ねしてある。このことについて、町長ひとつお答えください。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

前回のときは、確かに公約30%というのは、基準としては、中村町政のその報酬のときの基準で30%ということでした。今回は別に公約はしてなかったんですけども、報酬的にそれに近い数字、それを何、何%というようなわけにいかないんで、課長答弁のとおり、丸い、近い数値を出したところ、この金額になったということでございます。

〔6番湊谷幸三君「何でその額になったのかということもひとつお願いします」と呼ぶ〕

必然的に、その金額が、パーセンテージに当たった数字がその金額になったので、当然そのようにしております。

ただ、49万1,000円という数字というのは、67万円のそのパーセンテージからいくと、数字で書くんだったらあれですけど、パーセンテージの減額率をこうしたときにそういうふうな形になった。特に上げた上げんとか下げんとかっていうわけじゃなくて、数字的にはその近い数字をとらせていただいたと。これが特に30%の減額という、報酬カットということを公約に上げていけば、67万円の30%ということですけども、基準値としては前回の基準を中心に考えさせていただいてこういう数字になったところでございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私、何も町長は50万2,000円はもらい過ぎやと、高いと言ってるわけじゃないんですよ。何も、本来ならば報酬審議会の委員さん方の意見、答申を尊重して、67万円で

私は結構だと思うんですよ。結構だと思うんですけど、だけど町長は下げたよ。やはり答申をやっぱり尊重すべきなんですよ、公約でも何でもないのでからね。公約でも何でもないんやけど、私はもう前回の49万1,000円が、町長ですよ、49万1,000円で上等やということであればですよ、その報酬の額で上等やということであればですよ、その近いパーセンテージなんか関係ないんでしょう。その近い数字で自分なりに減額したらどうですか。私は、減額しろと言ってるんじゃないんですよ、必ずしも。だけど、やはり説明のできるような形にしてみらわんと、ここへ提案するに至っては、今の町長の答弁を私は余り理解できませんが。

というのは、当時なぜ67万円の中から30%やないとおかしいんとかやうかと。というのは、報酬は既に決まっていた、67万円と。後からその減額の条例が出てきたと、報酬条例が出て、そこで言ったと思うんですよ、私も。なぜ、何人おるか知りませんが、報酬審議会の委員は、その6人も7人も8人もおる中で来てもらって、一日かかっている議論してもらった、それを何でないがしろにするんだと、67万円という答申もないがしろにするのはおかしいんやないかという話もしたと思うんです。反対するんではありませんけど、やはりここへ出す以上は、やはりその整合性といいますか、理屈の合うような理屈をつけてもらわんと困るんですよ。理解できない。町長、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あくまでも経費節減するためには、私もそれに対して協力しているというだけでございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それじゃ、経費節減というのであれば、49万1,000円にしたらどうですか。そういう言い方をするのであればですよ。おかしいじゃないですか。これでも足りないということではなかったんでしょう。経費節減を前へ出すのであれば、なぜ副町長も8,000円増額したんですか。経費節減ということであればですよ。理屈は通らんでしょう、そんな理屈は。答弁要りませんが。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時02分 休憩

10時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第2号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第10、議案第2号教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第2号教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第2号朗読〕

附則に次の1項を加えるものでございます。

教育長の給与につきましても、町長、副町長と同様、附則の規定により、平成26年1月16日までの間、本則の金額にかかわらず減額して支給しておりますが、その規定は1月16日をもって失効いたします。

先ほど御可決いただきました町長、副町長と同様に、平成30年1月16日までの間、引き続き減額して給料を支給させていただくものでございます。

給料の額につきましては、本則50万円のところを10%減の45万円とさせていただいております。

附則、この条例は、平成26年1月17日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 総務課長、先ほど前回の、今までの教育長の報酬については、町長の報酬についてはちゃんと説明あったんですけど、教育長は幾らでした。説明なかった。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 失礼いたしました。教育長の給料につきましては、本則上は

56万円でございます。現在、附則の規定によりまして46万8,000円を支給させていただいております。

以上でございます。

失礼いたしました。教育長の方でございます。先ほどは副町長の方でございます。

教育長につきましては、本則は50万円でございます。現在、附則の規定によりまして41万円を支給してございます。

この41万円につきましても、町長と同様、報酬審議会で答申をいただく前の額をもとに20%カットしてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 教育長は、10%カットの、5万円をカットして45万円にするというものですね、これは。前は41万円だったと。今度は4万円上げるんですね。町長は1万1,000円、副町長は8,000円、教育長は4万円上げると。何か教育長突出してるみたいですね。この理由はどういうことでしょうかね。前任者は41万円であったと。今度新しく教育長になられる方、どなたか知りませんが、45万円、4万円の差があるんですね。これはどういうことですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） お答えさせていただきます。

教育長につきましては10%減額ということでございます。特別職、町長、副町長、教育長というような特別職をくくりにして考えさせていただきましたら、教育長も副町長と同額15%減というのが適当かなとは考えます。ただ、その金額で計算しましたところ、職員との絡みございまして、職員のほうがちょっと給料が上回ってしまう、そのような実態が出てきておりますので、職員と同程度になるような形で減額できる額、そのようなことを検討させていただきましたところ、10%ぐらいの減額であれば、最低でも職員並み、その程度の金額が出てくるということで、今回10%減という形でさせていただいております。そういった結果で、教育長の給料につきましては、町長、副町長よりも上げ幅が大きく、4万円の上げ幅という形で結果として生じてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第3号 平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

○議長（森本隆夫君） 日程第11、議案第3号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第3号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,615万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,066万9,000円とするものでございます。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で、補正前の額99億8,682万円、補正額4,615万1,000円の減額、計99億4,066万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款1議会費から款9教育費まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。過疎対策事業で、補正前の限度額12億7,060万円から6,040万円を減額し、補正後の限度額を12億1,020万円とし、計で補正後の限度額を25億1,450万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括として、このページの歳入、次の6ページの歳出について、それぞれ4,615万1,000円を減額し、合計で99億4,066万9,000円とするものでございます。

歳出の補正額の財源内訳でございしますが、国県支出金1,097万2,000円、地方債、減額の6,040万円、一般財源327万7,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

2、歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額327万7,000円を追加し、計を28億8,701万1,000円とするものでございます。

一番下ですが、款21町債、目7教育債、節1過疎対策事業債で6,040万円を減額させていただいております。那智中学校校舎等不適格改築事業に係るものでございます。

10ページをお願いいたします。

補正予算給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 観光産業課関係の補正予算について説明いたします。

8ページ、歳出をお願いいたします。8ページの中ほどでございます。

款6商工費、項2観光費、目4体育文化会館費、節11需用費の210万円につきましては、体育文化会館の館内非常照明用の蓄電設備の修繕費の補正をお願いするものでございます。

この蓄電設備は、1998年製で15年を経過しており、去る11月の定期点検におきまして経年劣化による不適合が指摘されました。そのため、早急な改修を必要とされるもので、蓄電用電池18機の改修費を補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育長職務代理人（瀧本雄之君） 教育委員会関係の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。7ページをごらんください。

中段の項でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、補正額1,097万2,000円、節区分3学校施設環境改善交付金、これにつきましては、那智中学校空調設備設置の補助金でございます。また、歳出のほうとあわせて御説明申し上げます。

次、歳出をお願いいたします。9ページでございます。

款9教育費、項3中学校費、目3那智中学校校舎大規模改修事業費、補正額、減額の4,848万1,000円でございます。

内訳を節区分のほうで御説明申し上げます。

節区分15、工事請負費、減額4,933万6,000円。まず、説明欄一番上の新校舎建築工事、減額6,382万6,000円でございます。これにつきましては、予算額といたしまして5億5,152万7,000円いただいておりますが、契約が4億8,770万1,000円となりました。そして、不用額が記載の6,382万6,000円出ております。

次の段、太陽光発電・蓄電池設備工事、減額546万円、これにつきましても、予算額として2,677万5,000円いただいております。契約しましたところ、2,131万5,000円ということになりましたので、不用額として546万円上がっております。

そして、一番下になります。空調設備設置工事1,995万円でございます。これにつきましては、那智中学校新築工事のうちに空調設備を設置すると、先ほど歳入でありました補助金が

100分の55、55%の補助金がいただけるということで、25年の第4回定例会で調査設計の予算を御可決いただいておりますが、那智中を特に先駆けて調査させていただいております。理由としては、先ほど言いました、後づけにしますと3分の1の補助金しかないところ、校舎建築と同時にやると100分の55の補助金がいただけると、そういうことで、那智中だけ先に計画させていただいております。

本日、皆様のお手元に資料として配付させていただいております資料をごらんいただきますと、この資料につきましては、ピンクの部分、普通教室になりますが、ここの普通教室に空調設備を設置したいというものでございます。

今回の新校舎建設に当たっては、既に、一番下が1階、真ん中が2階、上が3階になりますが、3階のブルーの部分とか2階の一番右端、職員室等々につきましては、もう既に空調設備設置で進めさせていただいております。それに乗っておりませんでした普通教室、子供たちの普通教室について、この7つの空調設備をお願いするものであります。

ぜひとも、教育委員会といたしましては全小・中学校に空調設備を設置していきたいという方針でございます。26年度からということでありましたが、先ほどの補助金が割り増しでもらえるということで、25年度のところでこの予算をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、節18備品購入費85万5,000円、学校備品でございます。これも新築に当たりまして、学校等々、教師、また校長、教頭と話の中で学校備品等を計画しておりましたが、見積もりをしている段階で、見積もる雑誌というんでしょうか、それが違ったりして、見積もり誤りもございましたので、ここに増額をお願いをするものであります。

買うものにつきましては、学校におきます棚、書類棚、そういうものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君） 議会費について説明申し上げます。

歳出8ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬の23万円につきましては、新旧副議長交代による重複月分2万円と新議員就任による不足分21万円でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その那智中学校のエアコン設備についてちょっと確認させていただきま

す。
今年度で、25年度で那智中学校だけ設置するということなんですけども、それはそれでもう、補助金も55%出るというようなことで、これは早急にやっていただいたら結構かと思うんですけども、そのほかの学校なんですけども、26年度に向けて計画していくということなんで

すけども、大体その金銭的な面、幾らぐらいになるんか。今調査中だと思うんですけども、できましたらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長瀧本君。

○教育長職務代理人（瀧本雄之君） お答えいたします。

今那智中を特に急いでやっていただいた関係で、ほかのところはまだ数字等は上がってございませんが、仮の見積もりで9,000万円ぐらいの、前色川小・中学校を除いた7つ、那智中ものけて7つで、仮の見積もりで9,000万円ぐらいの数字が上がっております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 町長にお聞きしますけど、その9,000万円ぐらい、今後他の学校で必要だということなんですけども、その、今度は那智中学校をします。そして、そのほかの学校26年まで待つわけなんですけども、これについて、26年度中にその公平・公正な面から考えて設置をされるのかどうか。予算についてはあなたが握ってますんで、26年度の中で設置していく予定だということであれば、ひとつそのような、どのような考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

昨年の猛暑の関係がありまして、教育委員会の申し出を協議しながら進めてまいりましたところでございます。

その間に、那智中は今新築中ということで、まずは那智中ということをやったわけなんですけれど、その後、残った小・中学校についてはどうするかということも議論しております。その間で、26年1回ですべきか、26年、27年に分けてやるかという、2カ年計画でやるか、その選択を今協議しているところで、実施することには、間違いなく空調の設備は整えてまいりたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 9,000万円といえば、その3分の1の補助だったら、あと残り6,000万円が一般財源ということで、持ち出しになるんですけども、その25年の猛暑の反省からこういう空調設備を整備していくということで決められたんですから、できましたらその公平・公正に26年度中で全小・中学校、色川小・中除くんでしょうけども、その中で設置できるような計画でやっていただきたいと思うんです。

町長も、今度の選挙では、その整備をしていくという公約もされてますんで、できましたら残る小・中学校につきましては公正・公平な対応ということでお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺につきましては、小学校を優先し26年度で実施すれば、27年で中学校のほうをやればと考えております。その間、財政的にどういう部分として見込めるかという部分も含めて、一括でやるかということは今後財政との、教育委員会との協議を進めて決め

てまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第4号 那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定について

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第4号那智勝浦町製氷貯氷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 議案第4号について説明させていただきます。

〔議案第4号朗読〕

これにつきましては、那智勝浦町の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例に基づくものでございます。

本来、公募で指定管理者を定めるものでありますが、この条例中、第5条に公募によらない指定管理者の候補の選定等という条文がございます。これに基づきまして今回はお願いするものでございます。

指定管理者の候補者の那智勝浦冷蔵株式会社につきましては、那智勝浦町、勝浦魚商協同組合、勝浦漁業協同組合の3者の出資による株式会社で、平成26年1月6日付で法人を設立しております。

関係資料といたしまして、定款及び役員名簿を添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、定款の1ページ、那智勝浦冷蔵株式会社の定款。

第1条から第5条までには、総則としまして、会社の名称及び所在、そして目的等について

定めております。

次に、第6条から、次のページにめぐっていただきまして、第15条までには、当該株式会社の株式の発行及び譲渡制限、そして株式発行に係る手続等の決め事につきましてこちらで定めております。

第16条から第23条までには、当該会社の意思決定機関であります株主総会につきましての手続及び関係条項を定めてございます。

次に、第24条から、次のその次のページ、第36条までにつきましては、取締役及び取締役会のことについて定めを設けております。

そして、第37条から第39条までには、出納に関する監査役を定めて、監査についての条項を定めております。

そして、第40条から第43条に至りましては、事業年度、配当等の決算に関する条項を定めております。

そして、第7章、44条から47条におきまして、附則としまして、資本金の額、最初の年度、そして発起人及びそれぞれの株式の取得株数等々を定めております。

そして、最後のページには、那智勝浦冷蔵株式会社の役員名簿を添付させていただいております。この中で、取締役としまして、代表取締役、勝浦魚商協同組合の木下森夫氏、そして取締役、これは勝浦漁業協同組合からの役員としまして丸山一郎氏、そして那智勝浦町の役員としましては、観光産業課長が当たることと決めております。そして、監査役としまして東義和氏、この方は勝浦漁業協同組合の監査役でございまして、この方に監査役に就任をお願いしております。

この法人への指定の根拠としまして、この法人に出資する勝浦魚商協同組合、勝浦漁業協同組合は、勝浦港におきまして、外来船及び沿岸漁業者、仲買者及び市場利用者に対して、現在氷の供給を行っておるものでございます。このことは市場にとって不可欠な業務であります。そして、この製氷貯氷施設は、老朽化しましたそれぞれの現在の勝浦漁港の貯氷製氷施設を再整備し、勝浦市場の機能を確保するための施設として整備しております。そのため、勝浦市場での長年の業務経験を積むこの両団体が参画する法人に業務を任せるとは、この施設を効率的に活用し、漁業者から一般の利用者まで幅広い利用者にスムーズなサービスが提供できると考え、今回の議決をお願いするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その指定管理者の指定先である那智勝浦冷蔵株式会社なんですけども、さきにもらっている資料の中で、その新事業体の4カ年収支計画ともらってるんですけど、これに基づいてこの新会社が運営していくと思うんですけども、その中からちょっとお尋ねいたします。

この資料の中で、漁協と魚商の現在の冷凍冷蔵庫施設を借り上げて、賃借料として25から

28年度まで2,614万円を支払うようになっているんですけども、これをなぜ支払わなければならないのか、その理由とその積算根拠をお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

この賃借料につきましては、魚商協同組合、漁業協同組合の冷蔵庫を借りる、及びそこで使用するリフト、そしてトラックスケール等々、氷の販売及び冷蔵事業に必要なものを借りるものでありまして、当初それぞれの施設の取得も計画しておりましたが、現在勝浦漁協につきましては、債権協議会のほうで、債権者の集まった債権協議会のほうで、今漁協の冷蔵庫につきましてはどういう方向になるか、まだ定められておりません。そして、それが町が取得するものか、あるいは後、県のほうで処理するのか、そういう部分はまだ協議中でございます。また、その勝浦漁協の再建に当たりまして、どういう形で再建を目指していくのか、県漁連等々の支援あるいは県の支援等がどのような形になるのか、そして今の債権者のそれに対する協力がどういう形で受けれるのか、今協議しているところでございまして、まだ先のはっきりした形が見えてない中でそれを取得することは、後に全てのその漁協の施設の解体費及びその後の整備について、どういう形になるかわからない中で町のほうが全て負担するという状況が生まれてきますので、それは町の財政にとってもできることではございませんので、その部分について及び、それと同時に、互いに出資する魚商の施設との公平性を考え、どちらも賃借料で借りるということに決定させていただきました。

その決定につきましては、それぞれの、その使用料の決定につきましては、まず漁協の冷蔵庫につきましては、あの土地に係る県へ支払う占有料、それをもとに計算させていただいております。それと、それぞれの冷蔵庫で使っているリフト等のリース料、そして魚商につきましては、冷蔵庫の施設及び土地に係る固定資産税の相当分、それと毎年、現在のところ魚商につきましては決算状況が好転しておりまして、300万円から500万円の黒字が大体見込める、その黒字の補填、そういったものも合わせましてこの金額を決定しております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 先の、言うたら取得するかどうかとか、そういうようなことは今後の協議の中で進めていくと思うんですけども、今この冷凍冷蔵庫が新しく建てられるまでに、なぜこの2年から3年借り上げて、ここの賃借料を払うということについて、その何で払うのかというのがちょっともう一つ理解できにくいんですよ。

この資料の中で見ましたら、平成27年度に赤字見込み額ということで2,044万7,000円記載されてるわけなんですけど、その賃借料2,614万円の負担をしなかったら黒字になるんですね、この計画、4カ年収支計画の中で黒字になるんで。そしてまた、この製氷販売事業だけ、今町が、今度完成するんですけども、それだけの事業だけを運営した場合、25から27年、この計画書の中から見ましたら、売上高で1億3,026万2,000円ですね。そして、売上原価が4,138万1,000円、これ差し引きしますと、事業総利益で8,888万1,000円、これだけ事業総利益が出る

ことです。このほかに、製氷担当者等のその人件費等が必要となってくると思うんですけども、これも製氷だけなら、その人数的には、事務的な面とかその管理とかで二、三名で済むとは思うんですけども、この収支計画から見たら、利益がほぼ出ることが確実なんですよね。なんで、この残る、その冷凍冷蔵施設が完成するまで待たずに、2月1日から賃借料まで払って冷蔵冷凍事業を始めなければならないのか。

それと、そしてまた、それに事業総利益の事業管理費ですけども、25から27年見ましたら、その中でも人件費の割合が高いんですね。約65%入ってるんですよ。これ、聞きましたら、6名と8名で合計14名の雇用をとということなんですけども、それを今この2月1日から何でしなければならぬのか、それをお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

今議員質問の製氷貯氷、氷販売の部分で黒字が出る、そしてその中で、冷蔵庫を借りてそこまで、その冷蔵庫の運営までする必要はないのではないかとということですが、先ほど説明の中にでも申しましたように、この製氷貯氷施設は、現在老朽化した勝浦漁港における製氷設備の機能を確保するために、町のほうで製氷貯氷施設、そして今後冷蔵庫等々の整備を進めていくわけなんですけども、確かに製氷部門についてはこのようなプラスになることは考えられます。しかし、それぞれ製氷部門だけこの新施設に移行して、そして冷蔵部門だけをそれぞれの魚商及び漁協に残した場合、そこの不採算の幅が、採算性のある部分を新会社でいただき、採算性のない、少ない部分をもとの組合に残した場合、そちらの赤字をこれから生んでしまう。そして、特に勝浦漁協の場合は、今債権協議会で検討しているとおおり、この冷蔵庫の部分が大きな不採算、勝浦漁港の再建に大きなネックになっている部分でございます。この部分を解消するためということで、冷蔵庫及び製氷貯氷施設を整備しているわけでございます。そのために、この新会社の立ち上げに当たりまして、それぞれ製氷施設、そして冷蔵施設も引き受けた中で、それぞれの組合の収支バランスというのを安定化、少しでも安定させるためにこの施設を整備するのでございますので、この法人に製氷を移行するに当たって、それに不採算部門だけを残すのではなしに、そこもやはり新しい法人で吸収しまして、両方の組合の安定した経営をできるような状況にしていきたい、そういうことで、冷蔵部門だけ、冷凍部門も含めて賃借料を、その冷蔵庫を借り上げ運営する、そういうことになった次第でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとわかりにくいんですけども、何で2年、3年先まで待たずに、この2年、3年、無理やりその漁協と魚商の収支のことを考えて、町がそれを負担してやっていくのか、それがちょっとわかりにくいんですよ。この2月から稼働する予定の製氷施設、その建設に要した費用、24、25年度で、設計から何もかも入れましたら、大体約4億4,000万円ほど町が負担しているんですね。それにもかかわらずに、この施設に対する賃借料とか、また使用料は3年間据え置きするんですね。そうして、据え置きして、もらわずにいるのに、その

間に漁協と魚商の今現在の冷凍冷蔵施設に対して賃借料2,614万円を支払うのか、その理由と根拠がちょっと理解できにくいんですね。

それと、受益者負担なんですけど、この計算のほうのあれで見せてもらいましたら、1億7,500万円を、3年据え置きして、17年程度で徴収していく予定なんです、1,000万円ずつ。これは、魚商の出資金の割合から見ましたら、出資金全体の総額7,600万円、そのうち1,200万円がその魚商が占めるんですね。漁協もそうですけども。それが、その魚商だけで15.8%の出資割合なんです。それで、徴収する使用料が1年で1,000万円、これの15.8%というたら158万円なんです。年間に158万円の負担しか、受益者負担しかしてないというような形になってくると思うんです。ですから、17年で総額2,686万円、これだけが魚商の受益者負担となるんだと思うんです。先ほど言いましたように、製氷で施設で4億4,000万円かけた。今度、冷凍冷蔵施設で10億円ですか、10億円以上要ってくると思うんです。それを町民全体の負担で建設するんですね。できる限り町の負担を少なくして、町民の皆さんが納得できるような費用負担でなければ、そしてまた町内の他の産業と比較しましても、公正・公平の面から見ても、町民の皆さんの理解がなかなか得られないと思うんです。ですから、新冷凍冷蔵施設の完成する28年度からの本来の形での運用ができないもんか、町長、それちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃられるとおり、それぞれ出資割合で応じますと、年間158万円というような金額になります。また、この年間1,000万円の根拠にいたしましては、今後発生する冷蔵庫の建設費用、そして現在完成となりました貯氷施設の建設費用から、約14億円から、補助金あるいは過疎債等々、公共の負担分を引きまして、残りをいわゆる受益者負担と町負担というような考え方で、それを引きました残り3億5,000万円を2分の1しているわけでございます。これは、1億7,500万円ということで、17年ほどで町としては受益者負担に相当する部分は回収できると考えておりますが、その後もやはり施設の使用に当たりましては、その負担については継続して行い、将来あるいはそれから発生するであろう修繕等々についても備えていきたい、そういうふうを考えておりますので、御理解いただきたいと考えます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今の説明聞いておっても、なかなか理解できないと。私、このことについて大勢の住民の皆さんに説明したところ、100%の方はおかしいと、理解できんと。そして俺んとこの商売がちょっとおかしなったら町が負担してくれるんかと、つくってくれるんか、車も買うてくれるんかと、債務保証もしてくれるんか、そういうことになりますよ。

この施設は、この後に控えておる冷凍冷蔵庫も含めて、これは平成22年10月に漁協と魚商から要望が出されたわけですね。もちろん行政にも出されてあると思うんです。なぜか議会にも同じものが出されてありますね。ここで地域経済を支える中核施設だとうたわれてある。そ

れで、市場機能の維持に不可欠であるということと、現冷凍冷蔵施設は建設から相当年を経て老朽化が著しく、機能維持のための費用がかさみって書いてある、経営を圧迫してある。今の課長の話では500万円の黒字を出してある。経営を圧迫してないんですよ。うそだったんですか、これ。

私も、前にこのことについて質問したときに、これは、この28年まで、28年から新施設が、2つの施設が稼働するんですね、運営していくんですね。それまで両方の、魚商の冷蔵庫も漁協の冷蔵庫もそのまま使ってもらったらいんじゃないんですかと。なぜ町が70%近くを出資する新会社がこれを引き取らんといかんという、そういうふうな必然性は何もないと違いますかという質問もしたと思うんですよ。だけど、私は、この間質問したときには、何にもこのことについて理解というか知識がなかったんで、あれも聞きこれも聞きする中で、答弁漏れもいっぱいあったと思うんですよ。そういう中でその5,200万円の補正予算が可決された。新会社ができる段取りだけ、お金の工面だけしたんですね。だから、この新会社が、初めは、町の説明では、古い両冷蔵庫も引き取るんやと、これが新しくできた暁にはと、そういう説明だったんですけど、その説明については、先のことであるんでということで、一応その時点では取り下げたと。私は、この冷蔵庫を借りるということについても取り下げたと思って勘違いしてあった。そしたら、傍聴者の方に、ある人に「湊谷さん、甘いう」と言われたんですよ。何で甘いかなと思うて。よくよく後で考えてみたらですよ、このことについては取り下げなかった。甘かったんです、反省してある。

それで、この冷蔵庫を借りる必然性なんかないんでしょう。6人と8人の従業員の方がおられるということですが、その中で、この新しい製氷貯氷施設を運営していく、1人か2人あったらいいんでしょう、とりあえずは。その方を雇って、その新会社は、これだけでいいと違いますか。ほかの冷蔵庫も引き取る必要、運営する必然性なんかないと思うんですけどね、1,012万円もの、年間ですよ、たしか1,012万円だったと思うんですね、使用料を払って。経営を圧迫してるという施設を借りるについて、なおかつ1,012万円も賃借料を払う理由なんかどこを見渡してもないと思うんですよ。

だけど、議会はきょうしか関与することできんです、新会社について。だから、慎重にやらんといかんと思うんですよ。もうあと、議会が関与するところがないんですよ、機会がないんですよ。だから、このことについてはきちっと議論したいと思うんですね。なぜこの経営を圧迫している施設を借りるのに、私は借りる必要ないと思うんですよ、1,012万円もリース料を払うんですか。払ってまで借りる必然性というのはどこにあるんですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

〔6番湊谷幸三君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

はい。

○6番（湊谷幸三君） 前回の議会でもいろいろと議論しました、課長と。もう今回は町長にお考えを聞かせていただきたい。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） まず、製氷と冷蔵庫が両組合のワンセットになっております。そういった中で、その利益を生んでいくところが製氷のほうが現金収入的には高いという、それを取り上げて、冷蔵庫の部門だけ、漁会も冷蔵庫の部分だけということになると、なかなかそれで運営していけるかというときに、漁協のほうも冷蔵庫のほうで、もうちは冷蔵庫をちょっと休止しますと言われたときには、それに対応する、当初は解体等を兼ねて冷蔵庫を設置するようにはしておりましたけれども、そのときには仮設冷蔵庫のリースを考えておりましたけれども、そういった中で、両方とも、魚商のほうも製氷だけとられるのであればそれに参加しにくいと言われれば、漁会だけの部分であれば、売り上げも魚商のほうが3分の1ぐらいあって、その2つを足した運営の金額を想定しておりましたので、それがなくなると、新規に新しい施設をつくっても、なかなか運営するための売り上げが見込めないという部分もありまして、そういう中でお互いに、漁会のほうの冷蔵庫がストップかからないように、また、魚商のほうもこの事業に参加しないということのないようにということで、方法としては、お互いその間のリースを、リース関係でその冷蔵庫を借りながら運営し、28年からはその冷蔵庫も、当然施設としてでき上がりますので、その部分は切り離して、本体の新しい製氷冷蔵庫で運営していくという結論になったわけでございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そんな話を聞いたことは私ありませんけど、それだったらなぜ、そういうことがわかってあれば、なぜ冷蔵庫から手をつけないのですか。製氷機から手をつける。冷蔵庫も行く行くは建てるんでしょう。なぜ冷蔵庫から手をつけなかった、そういう問題があればです。そしたら、冷蔵庫建ててるうちに、今の施設は稼働してあるんですから、両施設とも、何の問題もなかったんと違いますか。おかしいですよ、製氷機から先建てて、そんな問題があるのに。

だけど、今もう仕方ありませんけど、そんな話ししても。本当はそんなことがわかってれば、冷蔵庫から先建てたらいいですよ。製氷機はもう先建ててしまうと、もう完成したんですかね。これを動かしていくと。そしたら、必然的にこっちもこっちも借りなんだから理解を得られん、そんなことではなかったでしょうが、最初、この要望書を見る限りにおいては。経年劣化してあると、機能維持のために費用がかさんで経営を圧迫してあるんだと、魚商も漁協もこういうふうで連名で書いてあるんですよ、ここへ。それを受けて特別委員会が審査したんでしょう。何も今まで、漁会を助けるためにやってるんと違うんでしょう、これは、機能維持のために、市場の機能維持のためにやるんでしょう、この事業は。ほいたら、今の話でいけば、魚商はみすみす500万円の収入を断たれるんですね、新しい施設ができれば。なのに、何でこんな要望書出してきたんですかね、理解に苦しむ。

要するに、町が、今課長が言うたように、過疎債使うたらこんだけの、過疎債と補助金もらったらこんだけの負担で済むと、15億円の負担がかかるやつを4億円足らずで済んでいくんやと、町がやったら。そんな理論が通ったら、何もかも町がやらざるを得んようになってきますよ。そんな話と違うんでしょうが。市場の経営を安定化させるためにはこうせざるを得んとい

う苦肉の策でやるんでしょ。そしたら、それは魚商にしても漁協にしても、少しはマイナスがあっても、そりゃ我慢しなきゃ。魚商に至っては、当時の特別委員会で、応分の負担しますと、町の負担に係る、町に全部負担させませんよというて、私どもも負担しますよと言うたんでしょ。だけど、応分の負担は求められないと、法律上、町の施設であれば。それで、応分の負担を求めんのでしょ。そしたら、そのぐらいのことは応分の負担の範疇に入りますわ。町長、どうですか。こりゃ、どっちも町だけ損しまして、これなかったら、さっきの下崎議員ではありませんけど、プラスなんです。けども、マイナスになると、それを引き受けます。それで、プラスであれば結構ですよ。けど、1,599万6,000円もマイナスになるんですよ、単年度で、この新会社が。新会社といっても、ほとんど、町が70%出資してあるんですから、町みたいなもんですよ。どうですか、向こうにも応分の負担にかわるそれだけの、損か得かという話であって、利益が出なくても仕方ない話と違いますか、将来的には。たった2年間だけなんです、2年間。フォークリフトもそんなに要りますか。古いフォークリフトですよ。査定したら幾らになりますか、あのさびたフォークリフト。そんなに要るはずがない。お互いに、町もいろいろと出費が要る、けどその相手方も、ある程度マイナスになっても、将来的なことであるんで仕方ないなという、そういうことじゃないと、町民の皆さんに理解してもらえませんよ、町長。町だけマイナスで、あとは現状維持だと、そんなわけにいかんでしょ。利害関係団体が何も腹痛まん、そういうわけにいかんでしょ。どうですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるように、冷蔵庫を先建てればということですが、建てる場所がなかったということも1つあります。それを、冷蔵庫から建てるということになれば、漁会のその冷蔵庫を解体し、そこへ進めていくということになれば、その漁会の冷蔵庫の部分の、冷蔵庫が不足すると、その部分について、冷蔵庫のリースなりを補っていかねばいけないと、そういうことも考えながら、この公設化していくかどうかは今後の問題ですが、市場の維持、やっていくためには冷蔵庫が必要と、製氷も必要ということで、今その老朽化している中の施設をどこが負担してやっていくかということになると、行政がせざるを得んという状況まで来ております。そういう中で、苦肉の策としてはそういう形でしか施設整備を実行できにくかったということでございます。あくまでも、そうなればこの2つの冷蔵庫を残して、別の場所を確保していくということをやってきて、今新しく冷蔵庫建てる場所も確保したところでございます。最初からそういうふうによればよかったということになるんですけども、当初そういう計画じゃなかったんで、急遽そういう方法で冷蔵庫を別の場所に建てる。効率的に言うと、製氷とひっついていないので、効率性はちょっと悪くなるんかもわかりませんが、そういう形で冷蔵庫の建てる場所がなかったと。それは、いろいろ担保に入ったりなにしたりして、なかなか町有地にはできないという部分もございましたので、そういう方向でやりました。

先ほど来言うてますように、町がマイナスになるかというよりも、将来、その利益の中で吸収していければということで計画を立てているところでございます。



○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、せいては事をし損ずると言いまして、そんなに早くから製氷貯氷施設を建てる必要なかったんでしょうが。来年から設計に入るんでしょう。たった一年違いなんですね、1年違い。どこへ建てるんか知りませんが、西のほう側へ建てるんでしょう、西のほうの売り場へ。私、どこへ建てるか知りませんが。だから、もうちょっと考えたら、その場所は、私も、町長言うように、西のほうへ建てて、こっち東のほうへ建てて、距離的にあいたあるから使い勝手悪いやろうなど、そんなような感じをしますけど、一緒のどこへ建てたと思うんですよ、一緒のところへ。こっち側、西のほう側だと、使っていないような売り場が、使ってるんかどうかわかりませんが、ありますんで、場所が。町の土地もあるんでしょう、今貸してあるけど。なかなか深く考えたらそうならざるを得んというところで、やはりミスなんです、行政の。考えが足りん。結果責任ですからね。

それで、今この魚商のほう、ほたら魚商と漁協の冷蔵庫をそのまま使うてもろて、自分らで営業してもらったらどうですか、稼働してもらったら。今度新しい施設が、冷凍冷蔵施設ができ上がるまで。27年でやれるんか、28年までかかるんか知りませんが。町は直営にしたらどうですか、製氷施設だけ。私、宇久井の漁協とか、公設市場の製氷施設しか知りませんが、誰もおりませんよ、人は。コインで皆買うんですよ、私らも、漁師の人も。まあまあそりゃ勝浦の市場は大きいですんで、だからコインでやれるかどうかは知りませんが、やれるんですよ。人なんかいませんよ、周りに。どうですか。もうそんなにややこしいんであれば、直営でやったらどうですか、直営で、製氷施設だけ。新しい冷凍冷蔵施設ができ上がったら新会社でやったらどうですか。そしたら、理屈は合うと思うんですよ、理屈は。何も魚商、漁協の経営に資するためにお金を出すと違うんでしょう。市場機能を確保するための施設をつくるんでしょう。それが最終的には魚商や漁協の利益になるとしてもですよ。そう違いますか。それどうですかね。もう直営でやったらどうですか、こんな指定管理者でやらんと。指定管理者やったらそういう変な話になるんでしょう。どうですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 直営でやることも可能かも知れませんが、例えば両施設が整った後にそれをやるというのであれば、今製氷のほうで、魚商と漁会の部分の製氷購入者がうちの製氷でほしいじゃ買ってくれるかということ、なかなかそうもいかない。施設は2年間そのまま棚上げにしとかなければならないというような、売れるかもわからないけれども、そういう営業的にやれるだけのものが出てこないんじゃないかなと。そういうことで、あくまでも苦肉の策でもうせざるを得なかったというのは、議員のおっしゃるとおり、我々としても最善の方法は尽くしたつもりですけども、その方法以外に見当たらなかったというのが現状でございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） やはり、町長、やはり住民の皆さんの御理解を得られんようなことはできませんですよ、我々議会としても。しやすいのは、そういうふうにするほうがしやすいですよ。

もうちょっと漁協とも魚商とも話をして、やはり町だけが持ち出すというような形でなくてやりゃいいんですよ。それで、将来的に利益が生まれるのであれば、それはやはり受益者に戻さんといかんでしょう、恐らく。勝浦の市場の餌も高いという話もありますわ。餌が高いから入ってこんという話もあります。まだほかにもありますけど。氷も高いという話もあると思うんですよ。やはり受益者というのは、本当の受益者はそれを利用する人のことですので、それはそこへ還元せんといかんでしょう、町の施設であれば、その過疎債で建てるについては、そういうことだったと思うんですよ、課長の説明では。そういうことを求められておるといふ説明もあったと思うんです。だから、そういうことにもなりますんで、もしも利益が出たら、そういう形で受益者に還元したらどうですか。その利益を取り込むんじゃなくて。取り込むわけにもいきませんよ、第三セクターというものは、恐らくそんなに利益は生まんと思えますけど、想定したような。全国各地でそういうことですので、そりゃ大変な経営になるとは思いますが、それでも仕方ないとしても、市場機能の確保のために仕方ないとしても、最初からもう町だけが、新会社だけが不利益をこうむるようなそういう枠組みはやはりおかしいですよ。どうですか、町長。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 利益が出れば当然その受益者に還元するというのは、バランスの問題がありますので、その辺についてのバランスを考えながら受益者に還元も考えております。そういった中で、今後も町の負担部分というものはある程度吸収できるような形も将来の経営の中ではやっていければという見通しで今考えているところでございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） 濟いません、この定款の分、2条のところで、製氷販売並びに冷凍冷蔵保管事業、1ですね、2番、海産物の購買、加工、販売及び輸送運搬等の事業、3、前各号に付帯する一切の事業とありますが、この加工というやつとか、2番の部分、拡大解釈として書いてるのか、それとも何かそういうふうなものを最初から考えているんかどうかちょっとお伺いするのと、事業についてと。

あと、監査役1名ということで、今お伺いしたら、勝浦漁業協同組合の監査役されている方って言われてたんですけど、これやはり、正直言いますと、監査の場合は、外部から、町民の人らから一般公募でもすごいできる人があればいいんですね。そういうふうな第三者から見る、きれいに、クリーンに見えるような形っていうのが僕は大事ではないかと思えますけど、そこら辺、ちょっとお伺いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、定款の第2条に海産物の購買、加工、販売及び輸送運搬等の事業、これにつきましては、現在漁協のほうでやってる中で、船に対する餌料の提供、餌、そういったこともやってございます。その部分をこの会社の事業の中で定める部分で、特に意図しているのは、現在のと

ころ餌料販売をここに上げさせていただいております。

それと、監査役の1名、そして外部監査委員ということでございますが、これにつきましては、役員の数等々も3名から8名、そして監査役員についても株主の中で決定するというところで、今後役員会の中におきましてそういったことも検討して、できるだけ外部監査委員等置く方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 私も漁協の特別委員会入れさせていただいておりますんで、最初からいろんなことをこうしてお聞きしているんですけど、ちょっと確認という意味でも、もう一度町長にお尋ねをしたいと思います。

先ほど6番議員からるる、いろいろ質問がございましたんですけど、一番最初のこの冷蔵庫が始まる時、先ほどちょっとこういうふうな説明を、魚商が事業に参加しないということがないように賃借料も払うとか、いろんなそういうふうなちょっと、私たちが最初始まったときのニュアンスとちょっと違うような感じの御答弁がありましたので、ちょっとそここのところを確認したいと思います。

あのときに、冷蔵庫も製氷機もだんだん古くなって大変で、自分たちではなかなかできないということで、じゃあ町にそういうふうな要望書が上がってきたんやと私は捉えております。あれやったら、魚商が事業に参加をしないことがないようにとかという、ちょっとそういう説明が私わかりにくいんですよ、そこらが。最初の始まりが、古くなってきて、老朽化してきて、経費もかかって大変だからということで始まったことやないかと思うんですけど、その点をもう一度確認しておきたいと思います。

それからもう一点なんですけど、この古くなった、先ほど県漁連なんかのいろんな関係で、漁会の冷蔵庫は賃借というふうな形にするとかというふうな説明がございましたんですけど、これ、この前のときに、この老朽化したものをもらわないというふうな形で話になってると思うんですけど、この点を賃借して、ずっとこれ借りてそのままいたら、その後はうちがもらって、ほいでそれを解体せんなんかそういうふうなことになってくるんやないかなという心配があるんですけど、その点についてはどのように、絶対もらわないんでしょうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

古くなった施設、魚商も漁協も含めて、その点はどのように考えて、老朽化したものを、前最初の、これ一旦おろしたんですけど、町がいただくというような、ほど過疎債を使ってその建物を壊すんやったら安く上がるんでというようなことがあったんですけど、それじゃちょっとということで、新たな資料をまた配付し直していただいたと思うんですけど、その点について、もう一度そここのところを確認しておきたいと思います。町長にお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

先ほど2点の質問ございましたと思いますが、魚商の取り扱いについてということで、魚商が参加を取りやめないようにという、そういうのがあったということですけども、この新会社を立ち上げて、製氷貯氷施設ができて、運営していくのに当たりますは、現在魚商の冷蔵庫あるいは漁協の冷蔵庫でも氷販売を行っております。この氷販売につきましては、一番事業の中で採算性のとれる部分ということで、その部分だけ町へいただくということは、それぞれの経営の根幹になる部分を町がいただくということで、それでは両方納得するのは難しいであろう。ですから、その部分だけではなく、冷蔵部門もこの会社で経営することによって調和をとっていきたいということで申し上げたと考えております。

それと、漁協の現在の冷蔵庫につきましては、先ほど申し上げましたように、取得することになれば、後の処分等々が町の負担にかかってきます。これにつきましては、県有地に建っておる漁協の建物ということで、再三県に対しまして、県のほうでどういう、これも含めましてどういうふうな協力をいただけるのかということで現在交渉しているところでございます。

以上であります。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 漁協のほうの冷蔵庫についてはあれですけど、ほいだら魚商のほうは今後どうなるのでしょうか。そこのところはもう一度確認したいと思います。老朽化した建物です、施設について。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

魚商の冷蔵庫につきましては、まだ後の方針あるいはその後どうするかは計画はまだございませんが、具体的に土地としましては漁業区域外ということで、その用途につきましては制限はかかっておりません。その中で、まだその後の計画、あるいはそういったものをまだ定まっておきませんので、ここでどうするという返答はちょっとできかねますが、そういったものを見据えながら検討していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 先ほどの答弁を聞いておりますと、利益を出さなくていいというようなお考えらしいんですけども、それではなぜ株式会社じゃなくして組合方式にしなかったのかということと、株式会社でいくのであれば、あくまでも目的は利益を出すことなんで、この会社の損益分岐点というのはどの辺にあるのか教えてください。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

まず、この会社の収支計画の中で、当然ある程度の利益というものは会社経営の中で必要かと思われま。

しかし、現在、先ほど町長のほうからもいろいろ御説明ありましたとおり、それぞれ借りる施設の中でも、大規模な修繕等々経費が今かかっているのが事実です。そのため、それぞれの経

営の圧迫あるいはマイナス要因となっております。その経費かかる部分を解消するため、町のほうで施設整備をしておりますので、その施設整備ができ、新施設に両方、製氷貯氷施設及び冷蔵庫が新施設になった暁には、経営のほうもプラスに向かうと考えております。それまでの移行期において、経費的な部分がふえる、そういった部分を、計画の中でそういった部分を解消すべく出資金等々の算定をしたわけございまして、これは両施設が完成した後には改善されると考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 余りよく理解できなかつたんですけども、もし利益を出すことが目的でないのであれば、私は漁業組合とか農業組合とか、そういう同じ方式で、組合方式でやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、わざわざ株式会社にしたということは、利益を目的としてるんで、そうした場合、この会社の損益分岐点がどこにあるかということ、損益分岐点というのは、売上高幾らがあればこの会社は利益が出るということなんですけども、それがわかればこの会社はどのように経営したらいいかというのもわかってくると思うんですけども、その具体的な損益分岐点の金額、何円というのを教えていただきたいというのが私の質問の1点であって、もう一点は株式会社を選んだ理由、それは今のお答えでははっきりわからなかつたんで、もう一度お願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） 株式会社の理由ですけども、この株式会社につきましては、町、そして漁協、そして魚商のほうのそれぞれの出資によって設立する団体ですので、株式会社方式が適切であると判断しております。組合になりますと、組合員を募って、それぞれ組合の出資をいただくという形になってきますけども、この出資者につきましては町、漁協、そして魚商ということで、株式会社が適切かと判断いたしました。

そして、その収支の分岐点ということになりますと、私どもちょっとその部分については、幾らになるかという判断は残念ながらできておりません。

それと、その収支につきましては、補助金及び過疎債等々を利用する中で、その収支でプラスが出れば、それを受益者、利用者に利益を還元する、これは補助金及び過疎債等々を利用した事業の性格からそういう考え方を示されております。ですから、利益については、それにより莫大な利益を出す等々というものではなく、ある程度の運営を確実にする利益を出し、それが、利益が余り大きくなれば受益者に還元、そういった方式をとっていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 会社経営で一番大事なのは、損益分岐点がどこにあるかというのをしっかりつかんで、それで経営していくことが私は大事だと思っております。那智勝浦町が70%を出資するっていうことは、町民のお金を使うわけですから、その点しっかり見きわめて、今後その損益分岐点がどこにあるのか、どのように経営したらいいのかというところをしっかりとっていただければと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） その部分については十分検証して、運営につきまして支障ないよう努めていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） この定款の中身なのですが、第4条の「当会社の公告は、和歌山県新宮市において発行する熊野新聞に掲載してする」というふうに書かれてあるんですが、こういうものについては、この公告の方法についてもこういうのでは書かれるのかっていうのもちょっと私わからないんですが、この公告についてはこの熊野新聞だけということにするっていうのは、理由っていうんですか、わけを教えてくださいんですけど。例えばもっと違う、1カ所だけじゃなく多面にしないんでしょうかということなんですけども。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長松下君。

○観光産業課長（松下安孝君） お答えいたします。

定款の第4条の公告につきましては、ここは会社の決算あるいは増資あるいは減資等を行った場合に新聞に掲載をし公告することを言います。これにつきましては、ここでは町内で読まれています新聞、熊野新聞に掲載して町内の利害関係者に公告するというので、熊野新聞1社にさせていただいております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この議件というんですか、議案については、何か釈然としないわけですね。もう少し漁協とも魚商とも議論を重ねて、要望書の趣旨を十分、責任持って趣旨を尊重して、ひとつお話し合いをしてほしいと思うんですよ。この案件については、余りにも住民とかけ離れた感覚でもっていろいろと三者が話し合いをしてると、協議をしているということだと思うんですよ。

私、小泉総理がいろいろ言ってますね、三方何とか損とか言いますね。皆それぞれが、町も15億円の、補助金なり過疎債なりがありますけど、15億円の出費もせないかんと。漁会もある程度、この冷蔵冷凍施設を切り離した中だけで運営していくのはやはり財政面も厳しいとこがあると。それに魚商も厳しいとこがあるというお話ですが、それはもう三者が泣いてもらって、住民の皆さんに理解を得る努力をしてもらわなければならないと思うんです。目的は市場

機能の確保維持ですんで、そこらあたしをよく考えてやっていただきたいと。

私、先ほど言いましたように、当面は直営でやっていただきたいと。指定管理者を指定することについては反対です。

○議長（森本隆夫君） 原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） それでは、原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時58分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第5号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君） 議案第5号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第5号朗読〕

元教育委員会委員の笠松昭紀氏は、平成25年12月21日の任期満了をもって退職されております。現在1名が欠員になっている状態となっております。

今回新たに教育委員会委員として森崇氏をお願いするものでございます。

森崇氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、昭和51年3月に大阪市立大学経済学部を卒業されております。在学中の昭和50年4月に和歌山県に奉職され、平成14年4月から2年間は県教育委員会事務局総務課長、平成19年4月には企画部長、平成20年4月には危機管理監などの要職に就任されております。平成22年3月、和歌山県を定年退職さ

れ、その後は和島興産株式会社で取締役・事業部長としてお勤めになり、平成25年10月に同社を退職されております。

御同意をいただきましたならば、任期は任命の日から4年間となります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この森さんですが、大変すばらしい経歴をしているんですけども、この何で那智勝浦町の教育長に選任するのか、その選任の理由、どういうことでこの那智勝浦町の教育長として任命されたいのか、教育委員ですけども、教育長は今不在ですのでそうなると思うんですけども、なぜ那智勝浦町の教育委員として任命するのか、その理由はどういうことなのか、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） まず、県の経歴と、いろいろ私も町内ってということも考えたんですけども、違う角度から勝浦の教育分野を見てもらいたいというのもございました。そういうことで、県のほうへも依頼して人選をお願いしていたところでございます。そういう中で、この森さんが適任者じゃないかということをお勧め受けました。その後、私も数回会いましたけれども、人間的にも温厚な方に見受けられましたし、いろいろ話をしていく中で、教育のほうにもいろいろと熱心さも見られましたので、森さんということで決定させていただきました。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 確かに一般行政の経験が豊富ですばらしい経歴されているんですけども、この方は、この新宮・東牟婁の行政経験ないんですよね。それで、教育行政といっても、県の総務課長、これは教育、学校とか社会教育とかそういう教育面には全然タッチしない職場なんですけども、そういった中で、この新宮・東牟婁の中でその教育委員にふさわしいような人材はなかったのかどうか、この町内にもなかったんか、そういう点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私としては、私の意向というんですか、私の考えに近いというような感じの方がなかったんで、ある程度役場OBの方にも打診したことがありますけれども、なかなか受けてくれなかったということもありますので、そういう面から県のほうへお願いしていたところでございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この人がいいとか悪いとかということじゃないんですけども、その新宮・東牟婁の中でも、この那智勝浦町内の中でも、その教育委員にふさわしいような方は、優秀な人材はほかにも多数あると思うんですよ。そういった中からも適任者がなかったんかということで、もう一度お聞きします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私からすれば、私と合うような方がなかったということでございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今の町長の御答弁では、この新宮・東牟婁地方の中では、町長と教育方針と申しますか、それに、教育方針に合う人がなかったということでしょうか、この方も、県の誰かは知りませんが、県の上のほうの方をお願いして、この方を選んでもらったんでしょう。この方の経歴なんかはわかりますけど、思想信条なんかはわからないでしょう。やはり、この東牟婁、新宮市の教育行政に明るい方、また先生いうんですか、教諭の考え方あるいは行動に、今までの経歴に明るい方、そういうことについて知識のある方のほうがよかったんじゃないですか。行政出身者に、県の、町の行政出身者もお願いしたということですが、何人かをお願いしたんだと思いますけど、なぜ行政経験者に固執したのか、その点についてお伺いしたい。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 那智勝浦町、教育畑、行政畑、教育畑ってこう進んでこられた経緯もありますし、今回教育畑から次行政畑というような感じで、今回は特に国体とか、そして色川小・中学校の建設とか、いろいろそういう分野も重要課題が控えております。私、特に災害以降、特に小・中学校において防災教育を推進していきたいということもありました。そういうことも含めて、この森さんという、県のほうからそういうのだったら森さんが適当じゃないかということを受けまして、その辺もいろいろと森さんとも話しましたが、別に思想的にはそういう偏ったこともございませんし、いろいろな面では優秀な方だと私は思っております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 優秀な方でしょうね、企画部長もされたと、危機管理監もされたという方ですんで優秀な方だと思いますが、果たして行政経験者が教育に明るいかというたら、そうでもないと思うんですよ。そりゃ、この方は教育長になるんだと思いますが、そのことも含めて、45万円という報酬も上げたんでしょう、4万円。和歌山の方なんで、どうしてもこっちへ来たら住居も新しく構えないかということもありますんで、そういうことになったんだと思いますけど、まあまあ、これでは教育委員の互選ということでもありますんで、教育委員の互選でもって教育長が決まるわけでしょう。私は、どうも行政経験者にこだわったあげく、県にお願いしなきゃ人選できなかつたということであろうかと思うんですけど、そうでしょう。

教育長は、そりゃ教育委員会の中の行政のトップであるんで、行政経験もあつたほうがいいかとは思いますが、だけどそればかりやないと思うんですよ。やはりこの東牟婁、新宮市の、この地方の教育行政に、過去からの教育行政に明るい人のほうが私はよかったんじゃないかなと。今町長は国体の話もしておりましたが、国体は一過性のものですよ。那智勝浦町が主催するんじゃないからね。県でしょう。なら、そんなに国体に注力せんでもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺についてどうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 国体っていう特定したわけではございません。ただ、色川小・中学校の併

設校の建設とか、また私先ほども言いましたように、小・中学校に対して防災教育、子供たちの命を守るための、自分で命を守っていくための防災教育も重点的に今後進めていただける方ということで、この人が適任者と私は考え、議案として出させていただきました。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

休憩します。

事務局より追加議案を配付させますので、しばらくお待ちください。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時42分 休憩

13時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

お諮りします。

議案第6号那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第14として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、議案第6号那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第6号 那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更について

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第6号那智中学校新校舎建築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議案第6号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第6号朗読〕

増額の主な要因といたしましては、午前中可決いただきました空調工事の関係でございます。普通教室7教室にエアコンを追加する工事の変更でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時47分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 閉会に当たり、一言挨拶申し上げます。

26年第1回臨時会、本日開会しましたところ、皆様方にはお忙しい中全員出席いただきまし

て、ありがとうございます。

さらには、今回空席になっておりました2名の当選人を迎えることになりまして、全員がそろったわけでございます。本当にありがとうございます。これからお二方も同じように精査していただきたいと思います。

さらに、町長におかれましては、先日の投票の結果を本当に謙虚に受けとめていただきまして、これからの町行政の指揮官について、真摯にやっていただくように私から切望させていただきま

す。まだまだこれからは寒さが厳しい到来であります。特に我々としましては、2月が最高の寒さのピークを迎えるんじゃないかと思えます。皆さんも健康に気をつけて、さらに26年の第1回定例会には本当に元気でまたこの会場でお会いすることを期待しまして、簡単ではございませんけれども、挨拶といたします。ありがとうございました。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 閉会の挨拶をさせていただきます。

議員各位におかれましては、公私ともども御多用にもかかわらず、私どもの都合の臨時会を開催させていただき、御審議いただきましたこと、まことにありがとうございます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重審議の結果、御可決を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

頂戴いたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、御承認いただけた趣旨に沿って町政に反映させてまいりたいと考えます。

さて、あす16日から17日にかけて、ツナカップ卓球大会が開催され、関西・東海方面より選手の方々が那智勝浦町に来ていただきます。また、25日土曜日にはまぐる祭りが開催されます。2月11日には、和歌山市におきまして、国内観光活性フォーラム in 和歌山が開催されます。このフォーラム終了後には、県内をめぐるツアーが企画されており、多くのお客様が那智勝浦町に来ていただける予定であります。

新年を迎え、まだまだ冬の寒さが身にしみる季節でございます。どうか皆様に御自愛いただきますようお願いいたします。

先ほど議長からも言われてましたように、私の今任期は16日、それからまたあさってからまた新しい任期に入ります。どうか皆さんの御指導、御鞭撻をよろしく願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

平成 年 月 日

那智勝浦町議会議長 森 本 隆 夫

会議録署名議員 下 崎 弘 通

会議録署名議員 蜷 川 勝 彦